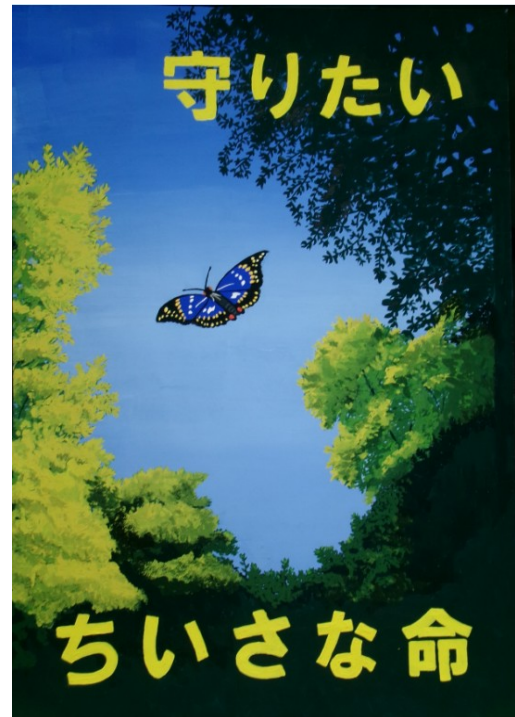


文京のかんきょう

令和8年度版

《令和7年度事業内容》



(令和7年度 環境保全ポスター図案コンクール金賞作品)

文 京 区
令和8年8月

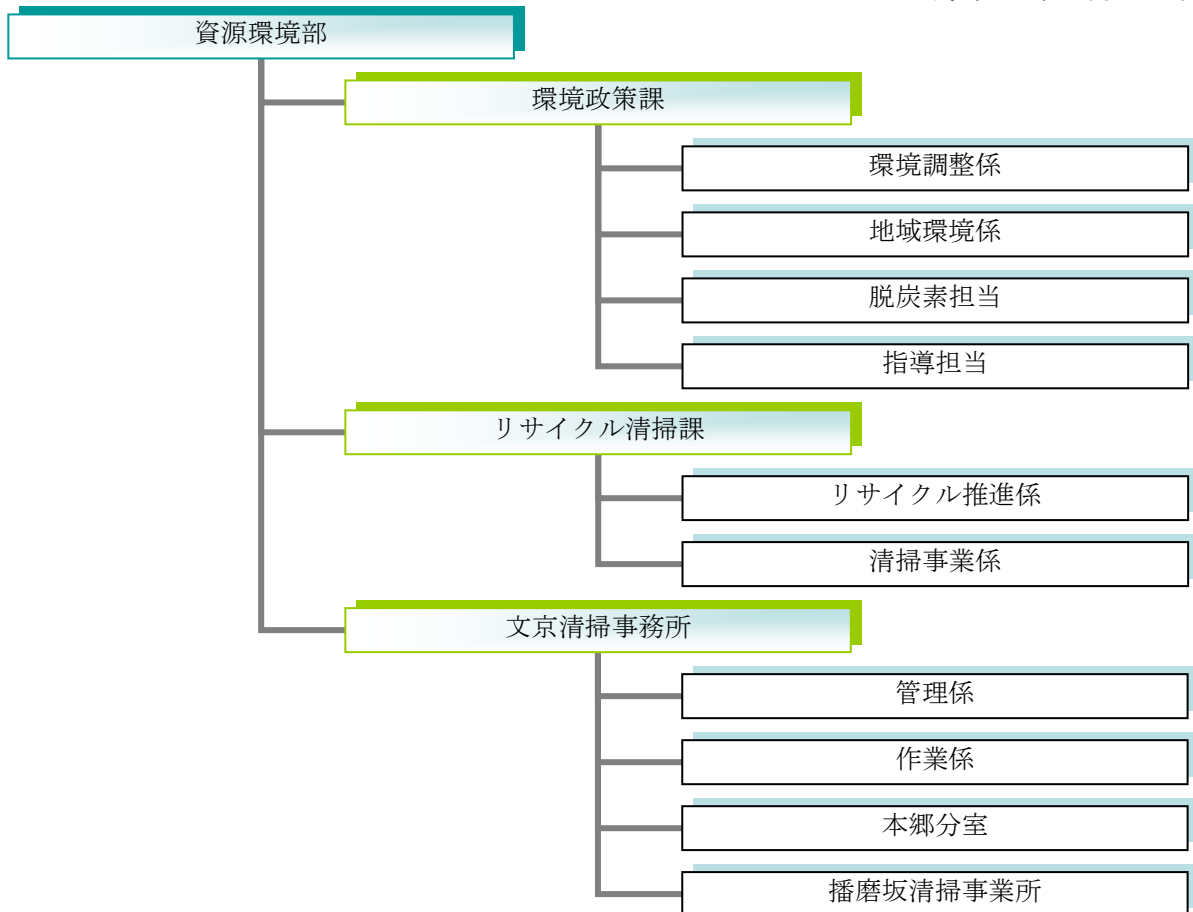
目 次

I	総説	
1	環境政策課の業務の概要と係の構成	1
2	環境行政のあらまし	2
II	環境に関する計画	
1	文京区環境基本計画	4
2	文京区地球温暖化対策地域推進計画	5
3	文京区生物多様性地域戦略	6
4	ゼロカーボンオフィス実行計画（第4次文京区役所地球温暖化対策実行計画）	7
III	地球温暖化対策に関する施策	
	文京区地球温暖化対策地域推進協議会	11
IV	地球温暖化対策に関する啓発事業	
1	環境保全ポスター図案コンクール	12
2	文京版クールアース・デー	13
3	親子環境教室（文京 eco カレッジ）	15
4	環境ライフ講座（文京 eco カレッジ）	16
5	環境ライフサポーター制度	16
6	わが家の省エネチャレンジ事業	17
7	節電・省エネに向けた取組	18
8	みどり東京・温暖化防止プロジェクト	18
9	小学生・中学生への普及啓発	18
V	新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成	
1	申請期間	19
2	助成実績	19
VI	生物多様性に関する施策	
1	文京区生物多様性地域戦略協議会	21
2	文の京生きもの写真館	21
3	親子生きもの調査	21
4	文の京生きもの図鑑	21
VII	喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発	
1	喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの実施	22
2	掲示物等による周知・啓発	23
3	喫煙マナーアップ活動	24
4	屋内喫煙所設置費助成	25
VIII	その他の環境対策	
1	低公害車の管理・購入について	27
2	電気自動車等急速充電スタンド	28

I 総 説

1 環境政策課の業務の概要と系の構成

(令和6年4月1日現在)



環境政策課事務分掌

環境調整係	4人	部の事務事業の総合調整及び連絡推進に関すること。 部の予算及び決算の統轄並びに経理に関すること。 地球温暖化対策実行計画に関すること。 部内他の課及び課内他の係に属しないこと。
地域環境係	3人	環境（地球温暖化対策を除く。）に係る啓発及び事業に関すること。 環境（地球温暖化対策を除く。）に係る計画に関すること。 路上喫煙対策に関すること。
脱炭素担当	8人	脱炭素関連事業の総合的な調整及び調査に関すること。 地球温暖化対策の推進に係る啓発及び事業に関すること。 地球温暖化対策地域推進計画に関すること。
指導担当	9人	工場の認可に関すること。 建築物の解体工事の事前周知等の指導に関すること。 公害に関する届出書の受理。 公害発生源に対する規制及び指導に関すること。 公害に関する苦情等の処理。 自動車騒音の調査、測定に関すること。 公害関係資料の作成等に関すること。

2 環境行政のあらまし

事業概要

環境政策課における環境関係の事業は、地球温暖化対策に関する事務、公共の場所における喫煙等の禁止に関する啓発、公害防止のための規制指導などがあります。

環境政策課における事務事業の概略は以下のとおりです。

(1) 環境基本計画の推進

平成 11 年 3 月に策定した『文京区環境基本計画』について、近年の社会的背景の変化に伴う課題に対応するため、計画期間を繰り上げ、平成 27 年度に行った現況調査と課題整理の基礎調査を踏まえ、平成 28 年度に計画改定を行いました。

(2) 地球温暖化対策の推進

『文京区地球温暖化対策地域推進計画』（平成 22 年 3 月策定、令和 2 年 3 月改定、令和 7 年 3 月見直し）の目標達成に向けて、区民・団体、事業者、区で構成する「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」において、計画の進行管理を行っています。

また、平成 22（2010）年 11 月に策定した『文京区役所地球温暖化対策実行計画』の第 4 次計画として令和 7 年 3 月に「文京区ゼロカーボンオフィス実行計画」を策定しました。

区は、この実行計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取組を行うとともに、実施状況を点検・公表することにより、地球温暖化対策の着実な推進を図っていきます

(3) 生物多様性地域戦略の推進

『文京区生物多様性地域戦略』（平成 31 年 3 月策定）の目標達成に向けて、区民・団体、事業者、区で構成する「文京区生物多様性地域戦略協議会」において、計画の進行管理を行っています。

(4) 環境問題意識の啓発広報活動

区民の環境問題への意識向上を図り、環境保全に対する理解と協力を得るため、環境学習やイベント開催、区報やホームページに掲載するなど各種啓発活動に取り組んでいます。

(5) 喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発

区内全域での公共の場所における喫煙及びポイ捨てをなくし、喫煙マナーの向上及び地域の環境美化を推進するため、周知・啓発活動及び巡回指導を行っています。

(6) 公害にかかわる苦情等の処理

騒音・振動・悪臭などの苦情申立を受けた場合は、その実態を調査し、適切な改善指導を行っています。

(7) 公害発生源対策

ア 工場の設置又は変更の認可及び指導
イ 指定作業場（自動車駐車場・ガソリンスタンドなど）の設置・変更届出の受理及び指導

ウ 特定工場等（空気圧縮機・印刷機械など特定施設を有する工場・事業場）の騒音・振動規制及び指導

エ 特定建設作業（くい打機・さく岩機・空気圧縮機などを使用する作業）の騒音・振動規制及び指導

オ 商業宣伝その他拡声機の使用制限及び日常生活に伴う騒音・振動などの規制及び指導

(8) 建築物の解体工事の事前周知等に関する指導

建築物の解体工事に伴う騒音等の紛争予防とアスベストの飛散防止対策の徹底を図るため、要綱に基づき指導を行っています。

ア 建築物の解体工事に係る事前周知及びアスベスト含有の有無に関する標識設置
イ 近隣説明の実施・報告

(9) 相談・指導

工場設置認可申請等に係る事前相談、公害防止についての技術的指導、あるいは規制基準のない公害についての相談・指導などを行っています。

(10) 公害関係事故及び緊急時の措置

事故などがあつた場合、直ちに現場に行き緊急対応措置を指示し、原因の把握に努め、的確な情報を関係機関へ連絡すると同時に公表による注意喚起を行っています。また、光化学スモッグ関連の情報について、保育園や教育機関への周知を行っています。

(11) 有害鳥獣対策

アライグマ・ハクビシンの防除事業、また、繁殖時のカラス被害対策の一環としてカラスの巣撤去を行っています。

(12) 測定機器の貸出し

区民が直接公害の実態を把握するために騒音計・振動計の貸出しを行っています。また、区内の空間放射線量を把握するために放射線測定器の貸出しを行っています。

Ⅱ 環境に関する計画

1 文京区環境基本計画

(1) 策定の時期

平成 11 年 3 月（平成 29 年 3 月改定）

(2) 計画の基本的考え方

本計画は、区民が安心して健康に、そして快適に暮らせることや、社会の仕組みを人と自然が調和して持続的に発展できるかたちへと変えていくこと、さらには、かけがえのない私たちの地球環境を守っていくことを目指しています。

近年の社会的背景の変化に伴う課題に対応するため、計画期間を繰り上げ、平成 27 年度に行った現況調査と課題整理の基礎調査を踏まえ、平成 28 年度に計画改定を行いました。

(3) 計画の基本理念

- 1 環境問題への取組は、身近なものから地球全体を意識して、地域一丸となって進めます。
- 2 文京区の環境を構成する重要な歴史・文化、水、緑を、大切に守り、育てます。
- 3 環境の保全・創造には、区民が健康で安全・快適に暮らし続けられるよう、総合的に取り組みます。

(4) 環境共生都市ビジョン

ひとが^{ふみ}つなげる文の京^{みやこ}の誇れる“あした” ～環境共生都市ぶんきょう～



文京区の環境における特性といえる「歴史・文化」、「水」、「緑」を軸として、「ひと（区民など）」が、環境共生都市として誇れる「文の京^{ふみ みやこ}」を、未来につなげていくまちを目指します。

(5) 計画期間

2017（平成 29）年度から 2026（令和 8）年度まで 10 年間

(6) 進行管理

「文京区環境基本計画」の進捗状況を統合的に把握し、区の環境全体における状態を明らかにしていくことを目的とし、「文京区環境報告書」を作成しています。

2 文京区地球温暖化対策地域推進計画

(1) 目的

区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とします。

(2) 計画の方向性

- 1 目標を区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で共有し、文京区の実情に合わせて一体となって取組を進めていきます。
- 2 将来にわたって持続可能な都市の発展を実現していくために、脱炭素のまちを目指して二酸化炭素排出量の削減に努めます。
- 3 より安全で快適、賑わいや活気にあふれたまちと暮らしを将来に引き継ぐため、気候変動の影響に適切に対応していきます。

(3) 計画期間

2025（令和 7）年度から 2030（令和 12）年度まで 6 年間

(4) 計画の目標

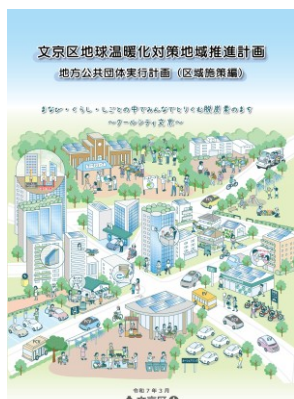
- 1 二酸化炭素排出量削減目標の総量目標として、文京区全体について設定しています。
- 2 二酸化炭素排出量削減目標の部門別目標として、民生（家庭）部門については、世帯あたりで設定し、民生（業務）部門については、床面積 100 m²あたりで設定しています。
- 3 再生可能エネルギーの導入目標として、再生可能エネルギー設備導入量を設定しています。

(5) 二酸化炭素排出量の削減目標

- 1 総量目標
2013 年度比 削減率 ▲ 56 %
- 2 部門別目標
民生（家庭）部門：1 世帯当たり ▲ 1,794 kg-CO₂（削減率▲57%）
民生（業務）部門：床面積 100m² 当たり ▲ 6,981 kg-CO₂（削減率▲60%）

(6) 再生可能エネルギーの導入目標

再生可能エネルギー設備導入量 11,477kW



（文京区地球温暖化対策地域推進計画
令和 7 年 3 月改定）

3 文京区生物多様性地域戦略

(1) 目的

身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取るにより、自然と共生した持続可能な社会を実現することを本戦略の目的とします。

(2) 生物多様性都市ビジョン

生きもの、ひと、くらしがつながり 豊かな文化を育むまち

このビジョンを実現するために、「くらし」と「まち」の姿を、以下のように目指していきます。

①目指すべき「くらし」の姿

生きものとひとのくらしがつながり、新たな歴史と文化を紡ぐまち

②目指すべき「まち」の姿

多様な生きもの、水、みどりとともに豊かに発展するまち

(3) 基本目標

- ・ 基本目標Ⅰ
「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る
- ・ 基本目標Ⅱ
生物多様性に配慮した生活スタイル等に転換し、日常の中で実践する
- ・ 基本目標Ⅲ
生物多様性に配慮したまちづくりに各主体が取り組み、身近に生物多様性を実感できるまちを実現する
- ・ 基本目標Ⅳ
生物多様性と都市の発展・再生をバランスよく持続する

(4) 計画期間

2019 年度から 2028 年度までの 10 年間を計画対象期間とします。



(文京区生物多様性地域戦略 平成 31 年 3 月策定)

4 文京区ゼロカーボンオフィス実行計画

(第4次 文京区役所地球温暖化対策実行計画) (令和7年度から令和12年度まで)

(1) 計画の内容

この計画は、「地球温暖化対策の推進に関する法律（温対法）」第21条第1項に基づき、地方公共団体に策定が義務付けられている区の事務事業に係る温室効果ガスの排出量の削減等のための措置に関する計画として、平成22（2010）年11月に策定した「文京区役所地球温暖化対策実行計画」の第4次計画として令和7年3月に策定したものです。

区は、実行計画に基づき、温室効果ガス排出量等の削減目標の実現に向けて、様々な取組を行うとともに、実施状況を点検・公表することにより、地球温暖化対策の着実な推進を図っていきます。

(2) 二酸化炭素の排出状況等

令和7年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量（調整後）は6,678t-CO₂となり、前年度と比較して1,611t-CO₂減少し、平成25年度（基準年）の排出量と比較して58%の減少となりました。

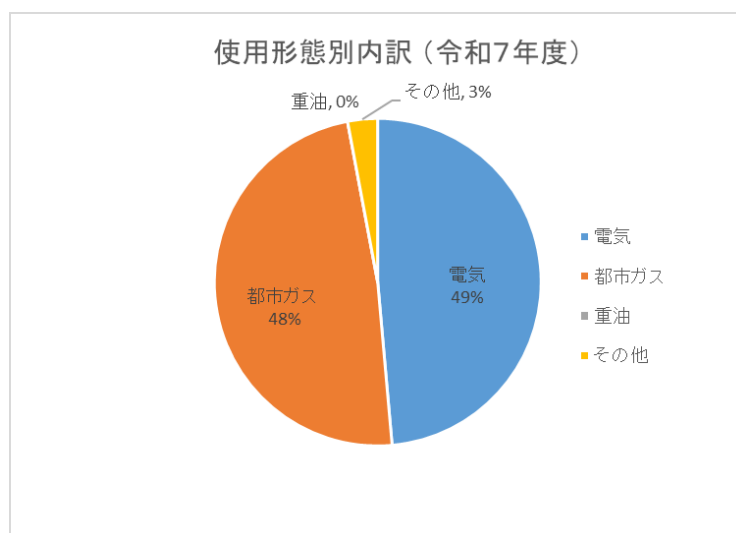
二酸化炭素排出量が前年度に比べ減少している主な理由としては、より二酸化炭素排出係数の低い電力会社へと切替えを行ったこととシビックセンターへのカーボンオフセット都市ガス（排出係数調整型）の導入などが挙げられます。

二酸化炭素を排出しているエネルギー燃料の使用量については、全体総量としては増加傾向にあります。

引き続き、省エネルギー行動を進め、全庁的に適正なエネルギー管理の取組を進めていく必要があります。

二酸化炭素排出量の推移				
実績	年度	調整後排出量		
		排出量（t-CO ₂ ）	原単位	指数
基準年	H25 年度	15,767	4.69	100
前年度	R6 年度	8,289	2.01	43
今年度	R7 年度	6,678	1.58	34
目標	R12 年度	0	0.00	0

(3) 令和7年度二酸化炭素排出量の使用形態別内訳



(4) 各種エネルギー別使用量と削減実績

ア 電力使用量

実績 目標	年度	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	指 数 (総量)	電気使用量 (kWh)	指 数 (総量)
基準年	H25 年度	11,130	100	30,557,219	100
前年度	R6 年度	3,809	34	31,192,976	102
今年度	R7 年度	3,245	29	31,376,118	103

イ 都市ガス使用量

実績 目標	年度	二酸化炭素 排出量 (t-CO ₂)	指 数 (総量)	都市ガス使用量 (m ³)	指 数 (総量)
基準年	H25 年度	4,104	100	1,832,105	100
前年度	R6 年度	4,261	104	2,078,599	113
今年度	R7 年度	3,235	79	2,081,860	114

ウ 水道使用量

実績 目標	年度	水道使用量 (m ³)	指 数 (総量)
基準年	H25 年度	505,953	100
前年度	R6 年度	453,996	90
今年度	R7 年度	464,563	92
目標	R12 年度	455,358	90

(5) 一般廃棄物の排出量と削減実績

実績 目標	年度	(ア) シビックセンター (付帯施設を含む)		(イ) シビックセンター以外の 区有施設※	
		可燃物	不燃物	排出量 (kl)	指 数
		排出量 (kg) (指数)	排出量 (kg) (指数)		
基準年	R1 年度	44,150 (100)	36,630 (100)	3,247	100
前年度	R6 年度	34,545 (78)	28,510 (78)	3,460	107
今年度	R7 年度	44,078 (100)	33,430 (91)	3,571	110
目標	R12 年度	34,456 (78)	29,984 (90)	2,598	80

※シビックセンター以外の区有施設では、有料ごみ処理券の使用による排出量管理を実施しています。

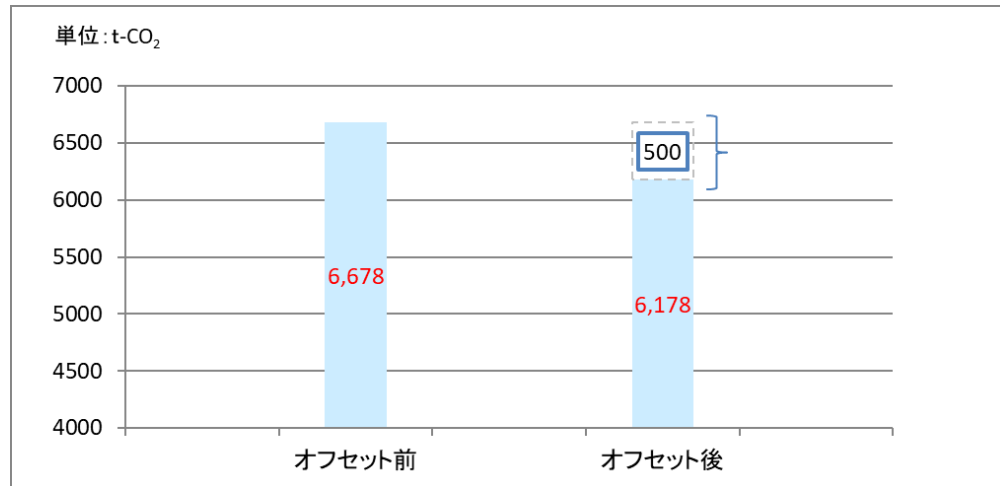
(6) 用紙類購入量と削減実績

実績 目標	年度	職員・教員 1 人当たりの使用量 (指数)
基準年	H25 年度	11,966 (100)
前年度	R6 年度	10,827 (90)
今年度	R7 年度	10,444 (87)
目標	R12 年度	5,983 (50)

(7) カーボン・オフセットの取組

区のゼロカーボンオフィス実行計画の推進及び2050年カーボンニュートラルの実現に向け、熊本県五木村及び熊本県と連携し、熊本県五木村から森林由来の J-クレジットを 500t-CO₂ 購入しました。

これにより、令和 7 年度における区のエネルギー使用による二酸化炭素排出量 6,678t-CO₂ から購入分の 500t-CO₂ をオフセットしました。



Ⅲ 地球温暖化対策に関する施策

文京区地球温暖化対策地域推進協議会

文京区は、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る地球温暖化対策を 総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的とした、「文京区地球温暖化対策地域推進計画」を 2010（平成 22）年 3 月に策定しました。その後、2020（令和 2）年 3 月に改定、2025（令和 7）年 3 月に見直しを行い、気候変動対策の取組を進めてきました。

本計画は、2013 年度を基準として、本区における 2030 年度の二酸化炭素排出量の削減目標等を定め、区民・団体、事業者、区のあらゆる主体で取り組み、文京区の地域に係る気候変動対策を総合的、計画的に進め、地球温暖化防止に貢献することを目的としています。

令和 7 年度は、本計画のさらなる取組を進めるため「文京区地球温暖化対策地域推進協議会」を、以下のとおり 2 回開催しました。

(1) 委員構成等

委員 20 名以内：学識経験者 3 人以内、公募委員 5 人以内、
区内関係団体の推薦による者 5 人以内、区内事業者の代表 5 人以内、
関係機関の代表 2 人以内

幹事：資源環境部長、企画政策部長、区民部長、都市計画部長、教育推進部長

委員任期：2 年以内（再任有）

(2) 開催状況

第 1 回 令和 7 年 10 月 23 日開催

- ① 文京区地球温暖化対策地域推進計画（令和 2 年 3 月改定）に基づく実績報告について

第 2 回 令和 8 年 3 月 19 日開催

- ① 地球温暖化対策をめぐる最近の動向について
- ② ゼロカーボンシティ実現への取組の実績報告について
- ③ 令和 8 年度環境政策課重点施策について

IV 地球温暖化対策に関する啓発事業

1 環境保全ポスター図案コンクール

昭和 46 年以来毎年、区内中学生を対象に環境保全をテーマにしたポスターコンクールを実施しています。令和 7 年度は、153 点の応募があり、10 月 21 日に実施した選考委員会により金賞 2 点、銀賞 3 点、銅賞 3 点、佳作 30 点を選定しました。また、入選作品 38 点を 12 月 1 日から 12 月 4 日までシビックセンターアートサロンで展示したほか、金賞作品 2 点のポスターを作成し、以下のとおり、環境保全の啓発活動に活用しています。

環境保全ポスターの掲出（全 2 回）	
期 間	（前期） 6 月 2 日～ 9 日 （後期） 12 月 15 日～22 日
場 所	区設掲示板（前期）190 箇所、（後期）190 箇所 その他区内施設
内 容	金賞作品のポスターを区設掲示板に掲出して環境保全を呼びかけました。 （前期）令和 6 年度金賞作品 （後期）令和 7 年度金賞作品



（令和 7 年度 環境保全ポスター図案コンクール 金賞作品 2 点）

2 文京版クールアース・デー

区民が地球環境の大切さを実感し、家庭や職場における地球温暖化対策への取組を促すことを目的として、平成22年7月より毎月7日を「文京版クールアース・デー」としました。

区では、「文京版クールアース・デー」のイベント、「クールアースフェア」を開催しています。令和7年度は8月2日に「クールアースフェア2025 ～目指せ！ゼロカーボンシティ～」を行いました。

クールアースフェア2025 ～目指せ！ゼロカーボンシティ～	
開催日	8月2日（土）10時～15時
場 所	文京シビックセンター 区民ひろば、アートサロン及びギャラリーシビック
出 展 団 体	・ 一般社団法人環境教育振興協会 ・ 認定NPO法人 街 ing 本郷 ・ リサイクルイン文京 ・ 東京ガス株式会社 東京東支店 ・ 東京電力パワーグリッド株式会社大塚支社 ・ 東京メトロ（東京地下鉄株式会社） ・ トヨタモビリティ東京株式会社 ・ パナソニック株式会社エレクトリックワークス社 ・ 文化シャッター株式会社 ・ 株式会社良品計画 ・ 跡見学園女子大学 マネジメント学部 生活環境マネジメント学科 ・ お茶の水女子大学 SDGs推進研究所 OCHA-SDGs学生委員会 ・ 東京大学GX学生ネットワーク ・ 東洋大学SDGsアンバサダー ・ 文京学院大学人間学部環境ゼミ ・ オール東京62「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」 ・ 東京都政策企画局 ・ 東京都下水道局 北部下水道事務所 ・ 熊本県 ・ 熊本県五木村 ・ 経済課消費生活センター ・ リサイクル清掃課 ・ 環境政策課





(クールアースフェア 2025 ～目指せ！ゼロカーボンシティ～ 会場の様子)

文京版クールアース・デーとして、毎月7日に各家庭や事業所で省エネルギーや地球温暖化対策に取り組むため、月ごとの取組テーマを定めて、区報ぶんきょう等に掲載しています。月ごとの取組テーマは、以下のとおりです。

実施月	文京版クールアース・デー 「各月の取組テーマ」
4月	台所のエコ（冷蔵庫・コンロ・食器洗い・生ごみの減量）
5月	グリーンカーテンを作ろう
6月	省エネラベルの紹介
7月	まちなかでの暑さ対策をしよう
8月	冷房の工夫、クールビズ・クールシェア
9月	節水の工夫（食器洗い・洗濯・お風呂等）
10月	グリーンコンシューマーになろう
11月	車の利用の工夫（エコドライブ10のすすめ）
12月	暖房の工夫（エアコン・電気カーペット等）
1月	食生活とエコ（買い物・調理・食事）
2月	家庭・事業所における省エネ（環境家計簿・省エネルギー診断）
3月	照明の工夫（取り替え・掃除・処分）

3 親子環境教室（文京 eco カレッジ）

令和7年度は、環境に対する意識の高揚を図るため、学習の環境や機会を提供することを目的として、区内の親子等を対象に環境教室を6回実施しました。

第1回	お天気教室 大雨！そのとき、どうする？
実施日	7月22日（土）午前10時～正午
内 容	雨、雲、雷など身近な天気の不思議について、クイズや実験、工作を交えて楽しく学びました。

第2回	自然の力で明かりを灯そう
実施日	7月22日（土）午後2時～午後4時
内 容	SDGs や地球温暖化を防ぐ脱炭素の未来について、クイズや実験で学び、自然の力を利用した明かりを作りました。

第3回	日本の森について学びながら、あなただけの里山 BONSAI を作ろう！
実施日	8月2日（土）午前10時～正午
内 容	日本の森についてスライドを使って学び、里山由来の苗木を柵のプランターに植えて「里山 BONSAI」を作りました。

第4回	セミの抜け殻標本をつくろう！
実施日	8月23日（土）午前10時～正午
内 容	セミの生態を学び、身近な種類のセミの抜け殻の見分け方を覚えて抜け殻標本を作りました。

第5回	生き物のふしぎを知ろう
実施日	8月23日（土）午後2時～午後4時
内 容	生き物の多様性と私たちとの関わりについてクイズや実験を行い、区内の身近な生き物や世界の生き物、生態系について学び、バナナから DNA を取り出しました。

第6回	お天気教室 大雨！そのとき、どうする？
実施日	11月22日（土）午前10時～正午
内 容	雨、雲、雷など身近な天気の不思議について、クイズや実験、工作を交えて楽しく学びました。



（講座の様子）

4 環境ライフ講座（文京 eco カレッジ）

平成 19 年度より、環境保全に対する啓発活動を担う人材を育成し、区内の環境保全活動を活性化させることを目的として講座を開催しています（旧 環境学習リーダー育成講座）。

令和 7 年度は、身近な視点から環境保全の必要性を学び、地域の環境保全啓発活動等のサポーターとして活動する人材を育成するための講座を実施しました。また、環境保全について区民、事業者、行政のネットワーク化の推進を図りました。11 月のエコ・リサイクルフェアのイベントブースにてそれまで学んできた内容の展示を行いました。



（講座の様子）



（環境イベント出展の様子）

今回の講座内容は以下のとおりです。

回	日 時	内 容
1	9 月 20 日（土）	文京の自然と文化をめぐる（生物の多様性）
2	9 月 27 日（土）	私たちと生態系の関わり、自然との共生（生物多様性）
3	10 月 4 日（土）	地球温暖化、カーボンフットプリント等（地球温暖化）
4		ワークショップ 1 環境イベントに展示する啓発物づくり
5	10 月 11 日（土）	サーキュラーエコノミー、不二家のサステナビリティ（資源の循環）
6		ワークショップ 2 環境イベントへの出展準備
7	11 月 8 日（土）	環境イベントブース展示ブース体験・見学・講座修了式

5 環境ライフサポーター制度

環境ライフ講座の修了生や、区内で活動する環境活動団体の方の環境保全活動を支援するため、平成27年度より「環境ライフサポーター」制度を始めました。環境ライフサポーターの登録後、文京区の環境保全イベント等に参加していただくことで、環境保全活動の輪が広がっていくことを目指しています。

活動内容は、区の環境保全イベントに運営側の立場で事業に携わり、環境保全の啓発をしています。なお、令和7年度は、「クールアースフェア」及び「ステージ・エコ」、「消費生活展」において、来場者の受付やクイズ受付等の活動を行いました。（クールアースフェア概要は13P参照）

6 わが家の省エネチャレンジ事業

省エネルギー及び環境保全に寄与する行動の促進を目的とし、家庭内の省エネルギーに取り組む「わが家の省エネチャレンジ」事業を実施しました。令和7年度では100世帯にご参加いただき、5月から3月までの任意の3か月間、各ご家庭で省エネルギーに取り組んでいただきました。その結果、40世帯の方々が昨年同月と比べ、使用量を削減することができました。

参加者募集

わが家の省エネチャレンジ!

地球温暖化を防止するには、私たち一人一人のこころがけが大切です。あなたも電気やガスの使用量を見直して、環境にもお財布にも優しい省エネにチャレンジしてみませんか?

対象者 文京区に住所を有し、昨年と同じ住所であること。
また、世帯の構成人数が昨年と同数又はそれ以上であること。

募集世帯 100世帯程度

チャレンジ内容 令和8年3月までの間の、お好きな3か月間で、家庭で電気やガスの使用量を削減に取り組む。(3か月は連続してなくても可。)

チャレンジ目標 取組チャレンジ3か月間のうち、ひと月以上、前年同月比1日当たりの電気又はガスの使用量を削減させること。

申込方法 区ホームページ掲載の「取組ガイドブック」をご確認のうえ、取組を開始する日の前日までに下記①または②によりお申込みください。
※申請期間は令和7年4月30日(水)～12月28日(日)必着(取組月は令和8年3月まで)
①裏面申込書を封筒に入れて下記申込先に郵送または持参。
②区ホームページ(LoGoフォーム)より申込み。

チャレンジ目標を達成した方には、下記のいずれかの啓発品をお渡しします。
(お渡しには必ず発行の「わが家の省エネチャレンジ消費削減証明書」が必要です。)

①クーラーバッグ
②エコバッグ
③エコカー
④エコカー
⑤エコカー

申込みの方にはオリジナルエコバッグをお渡しします。
(エコバッグは別途郵送)

申込先お問い合わせ先 文京区資源環境部環境政策課地域環境係
〒112-8555 文京区春日 1-16-21 文京シビックセンター17階 ☎03-5803-1276
https://www.city.bunkyo.lg.jp/bosa/kankyo/hozen/keihatsu/challenge.html

わが家の省エネチャレンジ

わが家の省エネチャレンジ!

参加の流れ

- 省エネライフを送る3か月を決めて、区ホームページ掲載の「取組ガイドブック」を確認しよう!!
注意事項や流れを必ず確認の上、申込みをしよう!
- 「わが家の省エネチャレンジ参加申込書」を提出しよう!!
「わが家の省エネチャレンジ参加申込書」を提出しよう。区ホームページ(LoGoフォーム)からも申込みができる! 環境政策課へ申込書の提出が済んだら、いよいよ省エネライフに挑戦しよう! 「わが家の電気・ガスの使用量」を把握しよう!
- 3か月間省エネライフに挑戦後、3か月間の取組内容を記載した「わが家の省エネチャレンジ実施報告書」と、使用量の削減が確認できる1か月分の電気やガスの使用量が分かる書類を出そう!
(実績報告書は区ホームページに掲載しています。窓口までご連絡ください。)
- 省エネライフにチャレンジした3か月間のうち1か月でも、前年同月1日当たりと比較して電気又はガスの使用量を削減できた方には、「わが家のエネルギー消費削減証明書」が届くよ!
- 「わが家のエネルギー消費削減証明書」が届いたら、啓発品をもらおう!!
「証明書」を持って、発行日から半年以内(文京区役所環境政策課窓口まで来てね★)

使用量を比較してみよう!

省エネ行動は、身の回りで簡単にできるだけでなく、節約にもつながるよ! まずは自宅の使用量をチェックしてみよう!

電気 (集合住宅)	1月 (暖房期)		7月 (冷房期)		ガス (集合住宅)	1月 (暖房期)		7月 (冷房期)	
	kW	円	kWh	円		m ³	円	m ³	円
1人世帯	180	6,102	210	7,119	1人世帯	16.1	3,168	5.1	1,004
3人世帯	369	12,509	434	14,713	3人世帯	54.5	10,726	17.2	3,385

●平均的な家庭: 「家庭のエネルギー消費削減目標値」内の全世帯の算術平均 (令和6年度)
電気料金は、23.9円/kWh、ガス料金は、196.8円/m³ (東京電力エナジーパートナー(東)より、平均的な世帯の電気料金を基に算出。ガス料金は、196.8円/m³ (東京ガス(東)より、東京ガスのお客様の一般契約料金を基に算出。)

※省エネガイドブック 2025 (環境政策課) より作成

(わが家の省エネチャレンジ事業チラシ)

7 節電・省エネに向けた取組

(1) 区報・区ホームページによる情報発信節電ポスターの掲出

区報の記事や、区のホームページにより、節電・省エネへの理解と協力を呼びかけました。

(2) CATV 番組による情報発信

省エネや環境保全につながる取組について、東京都地球温暖化防止活動推進センター【クール・ネット東京】の方に出演していただき、次世代自動車等の紹介をする番組を作成し、環境月間（7月）に放映しました。

(3) クールアースフェア 2025 ～目指せ！ゼロカーボンシティ～

節電・省エネを普及啓発するため、8月2日にクールアースフェア 2025～目指せ！ゼロカーボンシティ～を開催しました。（クールアースフェア概要は13P参照）

(4) 用品の貸出

節電・省エネを実践するため、「打ち水用品」の貸出を実施しました。

8 みどり東京・温暖化防止プロジェクト（オール東京 62 市区町村共同事業）

東京の自然環境の保護、地球温暖化の防止を目的に平成 19 年度にスタートした事業であり、平成 19 年 10 月に発表した『『みどり東京・温暖化防止プロジェクト』共同宣言』に基づき、東京の 62 市区町村が共同してさまざまな事業に取り組んでいます。

令和 7 年度においては、62 市区町村共通版の標準算定手法による温室効果ガス排出量の算定を行いました。また、環境保全ポスター図案コンクール及び親子環境教室、環境ライフ講座の事業は温暖化防止プロジェクト助成金を利用して行いました。

9 小学生・中学生への普及啓発

地球温暖化対策等の普及啓発を目的として、文京区立小学校の指定する学年の全児童及び文京区立中学校の指定する学年の全生徒へ各計画の概要版を配付しました。

・文京区環境基本計画（小学生用）	小学校 5 年生
・文京区地球温暖化対策地域推進計画概要版（子ども用）	小学校 5 年生
・文京区生物多様性地域戦略概要版	小学校 6 年生
・文京区地球温暖化対策地域推進計画概要版（一般用）	中学校 1 年生

V 新エネルギー・省エネルギー機器等導入助成

地球温暖化の原因となる温室効果ガス発生の抑制に効果のある、太陽光発電システム等の新エネルギー機器や省エネルギー機器を設置する区民、中小企業者等に対し、その経費の一部を助成することにより、これらの機器の普及促進を図りました。

1 申請期間

- (1) 前期：令和 7 年 5 月 1 日 ～ 令和 7 年 9 月 30 日
 (2) 後期：ＬＥＤ照明器具等以外の設備 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 11 月 20 日
 ＬＥＤ照明器具等 令和 7 年 10 月 1 日 ～ 令和 7 年 12 月 12 日

2 助成実績

種類	助成対象機器の要件	助成金額	助成件数	
住宅用太陽光発電システム	1. 一般財団法人電気安全環境研究所（JET）又は国際電気標準会議（IEC）の IEC61215-1-1 制度に加盟する海外認証機関による太陽電池モジュール認証を受けたもの。 2. 発電された電力を当該設置住宅（共用部分を含む。）で使用する。	次の(1)と(2)のいずれか低い額。（上限 70 万円） (1) 10 万円/kW（5kW を超える場合、超える部分については 5 万円/kW） (2) 実質負担経費（助成対象経費の実支出額から、他機関より受給した補助金の額を差し引いた額）に 2 分の 1 を乗じた額	前期	112
			後期	74
パワーコンディショナ （住宅用太陽光発電システム用）	1. 助成対象要件を満たしている太陽光発電システムを構成するものであって、当該システムを継続して利用するために更新するものであること。 2. 住宅に既に設置されており、耐用年数を経過しているものの更新であること。	助成対象経費の実支出額に 4 分の 1 を乗じた額 （上限 10 万円）	前期	0
			後期	0
家庭用燃料電池 （エネファーム）	一般社団法人燃料電池普及促進協会【FCA】認定設備であること。	助成対象経費の実支出額以内とし、15 万円／基	前期	40
			後期	16

種類	助成対象機器の要件	助成金額	助成件数	
家庭用蓄電システム	太陽光発電システムもしくは家庭用燃料電池と常時接続するリチウムイオン蓄電池、インバーター及び充電器等により構成されるシステムで環境共創イニシアチブの認定設備であること。	次の(1)と(2)のいずれか低い額とする。(上限 20 万円) (1) 2 万円/kWh ※蓄電池容量(kWh)は、小数点以下第 2 位を四捨五入 (2) 実質負担経費(助成対象経費の実支出額から、他機関より受給した補助金の額を差し引いた額)に 2 分の 1 を乗じた額	前期	139
			後期	74
雨水タンク	1. 屋根等に降った雨水を貯留し、二次利用水として再利用できる容量 50 L 以上のタンクであること。 2. 雨水を貯留するために作られ、一般に販売されている既製品であること。	助成対象経費の実支出額の 2 分の 1 以内 (上限 2 万円)	前期	0
			後期	1
断熱窓	1. 国の二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金(断熱リフォームに係る支援事業に限る。)又は脱炭素化産業成長促進対策費補助金(先進的窓リノベ事業に限る。)において認定された設備であること。 2. 既存建築物のガラス窓について、内窓設置、外窓交換、ガラス交換のいずれかをおこなうものであること。 3. 1 居室単位の施工であること。	次の(1)と(2)のいずれか低い額とする。(上限 30 万円) (1) 助成対象経費の実支出額に 5 分の 1 を乗じた額 (2) 助成対象経費に 10 分の 9 を乗じた額から他機関より受給した補助金の額を差し引いた額	前期	78
			後期	98
(エコキュート) 自然冷媒ヒートポンプ給湯器	自然冷媒を使用している給湯器で、日本産業規格 JIS C 9220 の年間給湯保温効率(JIS)が 3.1 以上(風呂保温(フルオート)機能があるものについては 2.7 以上、240 L 未満の小容量タイプ(一体型含む)・多缶式タイプ(薄缶 2 缶等)・多機能タイプについては 2.4 以上)であるもの。	助成対象経費の実支出額以内とし、9 万円/基	前期	21
			後期	8
高日射反射率塗料	1. JIS K5675(屋根用高日射反射率塗料)適合品又は日射反射率(近赤外線領域)50%以上を有するものを使用すること。 2. 既存の住宅、事業所又は集合住宅共用部分の屋根・屋上部分(屋根・屋上立ち上がり部分を含み、外壁は除く。)について施工すること。	次の(1)と(2)のいずれか小さい面積に、塗布面積 1 m ² 当たり 2 千円を乗じた額 (1) 建物登記事項記載証明書において一番広い階の床面積 (2) 実際に塗布した面積 個人又は中小企業者: 上限 40 万円 管理組合等: 上限 100 万円	前期	27
			後期	11

種類	助成対象機器の要件	助成金額	助成件数	
LED 照明器具等	1. 既存集合住宅の共用部分において、既存のLED以外の照明器具等を、新品のLED照明器具等に替えて設置すること。 2. 設置工事を伴うものであること。 ※交換は不可 3. 新たに設置する照明器具等の消費電力が既存の照明器具等と比較して同等以下であること。	助成対象経費の実支出額に2分の1を乗じて得た額 (上限100万円)	前期	15
			後期	30

VI 生物多様性に関する施策

1 文京区生物多様性地域戦略協議会

文京区における生物多様性の理解を深め、その重要性を共有し、地域特有の生物多様性を守るとともに持続可能な利用を総合的かつ計画的に推進するために、平成31年3月に『文京区生物多様性地域戦略』を策定しました。

本戦略では身近な自然や地球上の自然資源を未来に引き継ぐため、生物多様性と都市の発展・再生のバランスを取ることで、自然と共生した持続可能な社会を実現することを目的としています。

令和7年度は、本戦略の更なる取組を進めるため、「文京区生物多様性地域戦略協議会」を以下のとおり1回開催しました。

(1) 委員構成等

委員 14 名以内：学識経験者 2 人以内、公募委員 5 人以内、

区内関係団体の推薦による者 6 人以内、区内事業者の代表 1 人

幹事：企画政策部長、区民部長、アカデミー推進部長、都市計画部長、土木部長、資源環境部長、教育推進部長、施設管理部長

委員任期：2 年以内（再任有）

(2) 開催状況

第1回 令和7年9月24日開催

①文京区生物多様性地域戦略に基づく実績報告について

2 文の京生きもの写真館

区の生物多様性の現状を把握・周知し、生物多様性を身近なものとしての理解・浸透を図るため、区のホームページに「文の京生きもの写真館」を開館し、集まった区内動植物写真を活用した、季節の生きものアルバム（春夏・秋冬）を、区ホームページに掲載しています。

3 親子生きもの調査

身近な自然を題材に、環境保全を親子で一緒に楽しく学び、地域の環境について考える「親子生きもの調査」を実施しました。令和7年度は、区内小学生親子を対象に2月に「冬の野鳥観察会」を開催しました。

4 文の京生きもの図鑑

文京区生物多様性地域戦略に基づき、基本目標Ⅰ『「生物多様性」を身近なものとしての理解と浸透・定着を図る』ことを目的として令和4年3月に発行した「文の京生きもの図鑑～区内の身近な生きもの集めました～」について、行政情報センター等で販売しました。

Ⅶ 喫煙とポイ捨て禁止等に関する啓発

区では、令和2年7月1日に「文京区公共の場所における喫煙等の禁止に関する条例」を施行し、区内全域で指定喫煙場所以外での公共の場所における喫煙及び吸い殻のポイ捨てを禁止しています。また、公共の場所以外の屋外で喫煙をするときは、喫煙による迷惑行為を行うことのないよう配慮するとともに、たばこの吸い殻を灰皿に捨て、又は持ち帰るよう努めなければならないと定めています。

1 喫煙等禁止周知・啓発キャンペーンの実施

区内各駅周辺において、地元町会等の協力のもとメッセージ付きの啓発用ポケットティッシュを配布するなど周知・啓発キャンペーンを行っています。令和7年度は以下の表のとおり、延べ21か所で実施しました。

周知・啓発キャンペーン

実施場所	実施日
春日、後樂園	5月15日（木）
本郷三丁目	5月22日（木）
御茶ノ水（聖橋、順天堂前）	6月5日（木）
護国寺	6月12日（木）
飯田橋、水道橋	6月26日（木）
江戸川橋	7月3日（木）
本駒込、駒込	7月10日（木）
東大前	9月11日（木）
根津、千駄木	9月25日（木）
湯島	10月2日（木）
新大塚	10月9日（木）
茗荷谷	10月16日（木）
白山、千石	11月6日（木）
御茶ノ水（聖橋、順天堂前）	11月13日（木）
春日、後樂園	3月12日（木）

2 掲示物等による周知・啓発

喫煙マナーの向上を図るため、路面シートや電柱看板の設置を行うとともに、地域の方にプレートやステッカーの掲示をご協力いただき、注意喚起を行っています。また、都営バスにおいても啓発放送を行っています。

- (1) 路面シート及び電柱看板
〔路面シート〕



- 〔電柱看板〕



- (2) 啓発ポスターの区設掲示板への掲示

掲示期間：8月4日～8月12日 12月22日～1月5日

- (3) 都営バス及びBーぐるにおける啓発放送

都営バス及びBーぐるの車内放送で公共の場所における喫煙とポイ捨ての禁止を呼びかけています。

- (4) その他の掲示物

- 〔ステッカー〕



- 〔チラシ〕



〔雨水ますシート〕



〔プレート〕

A4



A3



A3



〔マグネットシート〕（庁有車）



3 喫煙マナーアップ活動

区民や地域活動団体及び事業者が行う喫煙マナーの向上、地域の環境美化の促進のための自主的な取組に対し、啓発用品（ビブス・帽子・火ばさみ等）の無償貸与や、ボランティア保険への加入など、活動するために必要な支援を行っています。

令和8年3月末現在の団体数：6団体

4 屋内喫煙所設置費等助成

喫煙者と非喫煙者の共生を図ることを目的として、屋内喫煙所の設置及び維持管理に係る費用を助成しています。

(1) 助成内容

助成対象経費	助成率	限度額	内容	支払われる時期
設置経費	100%	400 万円	内装改修工事費、備品購入費など	工事終了後、請求書に基づき支払い
維持管理費	100%	各年度 60 万円	(1) 保守管理費 電気代、水道代、ごみ処理委託費用など	1 年ごとに請求書に基づき支払い
		各年度 70 万	(2) 賃料 (別表 1 優先整備地区に限る。)	

別表 1 優先整備地区

地区名	町丁名
後楽・春日・小石川地区	後楽 1～2 丁目、春日 1 丁目、小石川 1 丁目
湯島・本郷地区	湯島 1～4 丁目、本郷 1～3 丁目
白山・千石・本駒込地区	白山 5 丁目、千石 1 丁目、本駒込 1～2 丁目
関口地区	関口 1 丁目
大塚地区	大塚 5 丁目

(2) 助成実績

セブーンイレブン文京湯島 3 丁目店

(湯島 3-14-9)

運営開始日：平成 31 年 3 月 27 日



長寿庵

(向丘 2-29-5)

運営開始日：令和 3 年 7 月 22 日



THE TOBACCO IIDABASHI SECOND
(カラオケ居酒屋たかちゃんポン)
(後楽 2-22-2)
 運営開始日：令和 5 年 12 月 28 日



セブン-イレブン茗荷谷駅前店
(大塚 1-4-10)
 運営開始日：令和 6 年 4 月 1 日

THE TOBACCO KORAKUEN SECOND
(春日 1-2-3 メトロエム後楽園 5F)
 運営開始日：令和 6 年 10 月 15 日



VIII その他の環境対策

1 低公害車の管理・購入について

低公害車とは、自動車から出る大気汚染物質の少ない自動車を指します。最近では燃費性能の優れた自動車を含め、環境負荷の少ない自動車を総称しています。燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス（CNG）自動車、ハイブリッド車が一般的には知られています。

東京都内では粒子状物質（PM）や窒素酸化物（NOx）など自動車の排出ガスに起因する健康被害が懸念されているため、東京都では大気汚染の対策として、「東京都環境確保条例」に基づき、自動車からの排出ガス規制を強化するとともに、「東京都自動車環境管理指針」を定め、事業者の、計画的な低公害車の導入や自動車使用の合理化を図っています。

また、九都県市（東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市、相模原市）では自動車排出ガスによる大気汚染の早期改善に向けて、平成8年3月から低公害車を指定してきました。低公害車の指定制度により、窒素酸化物等の排出ガスの評価とともに地球温暖化対策にも配慮して燃費性能の評価を行い、環境負荷の少ない自動車を指定してその導入を広く一般に推奨しています。

区の対応としても、東京都が指定する低公害車の導入を検討し、車両買替え時に使用目的や耐用年数、走行距離等を勘案して、必要台数を精査しながら順次低公害車への切替えを進めています。また、燃料及び走行距離については、庁有車を保有する部署ごとに徹底して管理を行い、エコドライブの実践等を含めて適正利用を実施しています。

令和7年度 文京区自動車保有台数

所属部	所管課	保有台数(台)
総務部	総務課	5
	防災危機管理課	3
保健衛生部	生活衛生課	2
土木部	管理課	1
	道路課	9
	みどり公園課	3
資源環境部	文京清掃事務所	9
	文京清掃事務所 播磨坂清掃事業所	15
教育推進部	学校施設課(八ヶ岳高原学園)	1
合計		48

※車両内訳（資源環境部 24 台・その他部署 24 台）

電気自動車 4 台、ハイブリッド（乗用車・清掃車）20 台、その他自動車 22 台
小型特殊自動車 2 台

2 電気自動車等急速充電スタンド

国の次世代自動車戦略や東京都の次世代自動車充電インフラ整備促進に係るビジョン等を踏まえ、電気自動車・プラグインハイブリッド車に必要な急速充電設備を整備し、運用を開始しました。

- (1) 設置場所
文京区春日 1-1-24 (文京シビックセンター南側 東京メトロ丸ノ内線 高架下)
- (2) 規模
急速充電器 1 基 駐車スペース 1 台分 (約 30 m²)
- (3) 運用開始
平成 27 年 3 月 20 日 (金)
- (4) 運用時間
終日
- (5) 利用料金
①充電サービスを提供する事業者が定める額
②上記以外は 1 分ごとに 35 円 (税抜き)
- (6) 充電時間
最大 30 分間まで
- (7) 利用状況
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日に延べ 2,129 台の利用がありました。

文京のかんきょう
(令和8年度版)

発行：文京区資源環境部環境政策課

令和8年8月